

## 公益財団法人 埼玉学生誘掖会 第23回（令和7年度）奨学生募集要項

### 1 応募資格

- (1) 東京都内及びその近郊に所在する大学の学部にて在学し、学業・心身ともに優良であり、かつ、学費の支弁が困難と認められる者とする。
- (2) 在学大学の推薦を受けた者（この場合でも、出身高校長の推薦を要する。）
- (3) 埼玉県内高等学校長の推薦を受けた者（この場合でも、在学大学の推薦を受けることが条件となる。）
- (4) 埼玉県出身者の子弟（学費を支弁する父兄の本籍又は居所が埼玉県内にあるか、若しくは過去埼玉県内に本籍又は居所があった者）に限る。
- (5) 令和7年度の新入学生に限るものとし、2学年以上への編入者を除くものとする。

### 2 採用予定数

大学生（短大及び大学院を除き、学部・学科を問わない）5名程度

### 3 奨学金の額

年額250,000円を年2回（7月及び2月）に分けて給与（返還の必要はない。）する。

### 4 奨学金の給与期間

- (1) 給与期間は、入学から卒業までの正規の最短修業年限（学部修業年限の4～6年間）を原則とする。
- (2) 大学が休学を認めた場合は、その休学期間中の給与を停止し、その休学理由が真にやむを得ないと本会が認めた場合は、その停止した期間を復学後の残修業年限に加算することができるものとする。
- (3) 留年等による卒業延期の場合は、最短修業年限をもって給与を停止する。
- (4) 退学した場合は、その時点で給与を廃止する。

### 5 併願・併給の制限

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構との併願・併給は認める。
- (2) 大学が自ら実施する奨学金（特待生等として授業料等を減免する場合を含む。）との併願・併給は認める。
- (3) 地方公共団体、公益法人、その他の団体又は個人が実施する奨学金の場合で、本会と類似する形態の併願・併給は原則として認めない。

**【(3)推薦書について】**

(3)在学学長又は学部長の推薦書は、大学側で発行しますので提出不要です。

(3)を除くすべての書類を揃えた上で、窓口にご提出ください。

## 6 申込み方法

- (1) 奨学生願書（本会所定用紙）
- (2) 小論文（テーマ「大学で学びたいこと」について、2,000字以内）
- (3) 在学学長又は学部長の推薦書（書式・様式任意）
- (4) 出身高校長の推薦書（書式・様式任意）
- (5) 在学証明書（大学の所定様式）
- (6) 高等学校卒業時の調査書（高校の所定様式）
- (7) 保護者の前年度収入金額及びその証明書（給与の源泉徴収書又は所得税確定申告書  
若しくはこれらに準ずる所得の証明書）
- (8) 締切日 令和7年6月30日必着（本会への必着日であるので、大学窓口への提出期限を確認すること） **大学窓口への提出期限：6月16日（月）**

## 7 選考と採用

- (1) 審査は書類選考で行う。
- (2) 採用は、選考委員による選考会議を経て理事会で決定する。
- (3) 採否の結果は、9月末までに在学大学経由で連絡する。

## 8 行事への参加

奨学金受給者は、本会が実施する奨学生との懇談会及び研修会等（併せて年2～3回実施）に出席させる。

なお、地方大学の場合であっても、原則として本会行事への出席を求める。

## 9 その他

- (1) 奨学金受給者には、毎年、修学状況についての報告を求め、かつ、成績証明書を提出させる。
- (2) 奨学金受給者は、本会のOB会である「埼玉学生誘掖会舎友会」に入会する。
- (3) 応募関係書類は、一切返還しない。

## 10 連絡先

102-0074 東京都千代田区九段南3-9-11 マートルコート麹町305号室  
公益財団法人 埼玉学生誘掖会<sup>ゆうえき</sup> 理事兼事務局長 山城博光<sup>やましるひろみつ</sup>  
電話・FAX 共通：03-3262-6013  
Eメールアドレス：sadohara@saitama-yueki.or.jp  
ホームページ：<http://www.saitama-yueki.or.jp>

## 公益財団法人 埼玉学生誘掖会の概要

- 1 運営機構： 公益財団法人 埼玉学生<sup>ゆうえき</sup>誘掖会
- 2 住所： 〒102-0074  
東京都千代田区九段南3-9-11 マートルコート麹町305号  
電話・FAX 共通：03-3262-6013  
Eメールアドレス：sadohara@saitama-yueki.or.jp  
ホームページアドレス：http://www.saitama-yueki.or.jp
- 3 設立： 明治44年（1911年）5月16日 文部省認可による財団法人  
（誘掖会の設置は明治35年、初代会頭 渋沢栄一）
- 4 主務官庁： 内閣府大臣官房公益法人行政担当室
- 5 基本財産： 1億7千万円
- 6 年間支出予算： 13,318千円（令和5年度決算）
- 7 目的： 埼玉県人及び埼玉県出身者の子弟で、東京都内及びその近郊の大学において勉学する有為な学生のうち、学資の支弁が困難な者に奨学援助を行い、社会に有用な人材を育成することを目的とする。
- 8 事業： (1) 奨学金の給与（返還義務なし）
  - ・ 大学生 年額 250,000円
  - ・ 給与期間 学部の最短修業年限（4年～6年間）(2) その他、前項の目的達成のため必要な事業（研修会、見学会等）

### 9 公益財団法人埼玉学生誘掖会のこれまでの歩み

本会は、明治35年（1902年）に埼玉県出身である実業家の渋沢栄一氏、わが国最初の林学博士である本多静六氏らの奔走で、埼玉県出身学生の修学のため、寄宿舎の設置及び奨学金の貸与を目的として、当時の東京市牛込区（現在の新宿区）市谷砂土原町3丁目21番地に設立されました。初代会頭には渋沢栄一翁が就任し、「誘掖」とは導き助けるという意味である。

寄宿舎は、先ず仮寄宿舎からスタートし、明治37年に本寄宿舎が、同41年には第2寄宿舎が完成した。最盛期には、幼年寮、中年寮、青年寮と年齢別にわかれ、100名を越す学生が入寮し、2,932㎡の敷地には、テニスコート、剣道場などもあり、

当時としては、設備のよく整った立派な寄宿舎であった。

寄宿舎に対する需要は、時代とともに変遷をたどってきたが、なかんずく昭和に入ってから、教育制度の変化に伴い、昭和11年以降は規模を縮小して、鉄筋二階建てに改築されて維持運営してきた。この間、戦中・戦後の住宅需給環境下であって、本寄宿舎の存在は、埼玉県民子弟の高等教育に側面的な役割を果たしてきたが、築後60数年を経過して老朽化するとともに、住居に対する社会的ニーズの変化と通学・交通手段の利便化ともあいまって、入寮希望者が年々減少してきた。

そこで、寮に関する将来のあり方を検討した結果、99年間続いた寄宿舎設置の目的が達成されたものと考えて、平成13年3月末をもって寮を廃止した。そして、残された土地の売却金を基金として、奨学金給与制度を創設して現在に至っている。

組織としては、明治44年（1911年）5月16日に文部省認可の財団法人としての認可を受けて、昭和41年7月20日に東京都に移管されて運営してきたが、公益法人関連3法が平成18年に成立したことに伴い、平成24年3月23日に内閣総理大臣から公益財団法人の移行認定を受けたので、平成24年4月1日に公益財団法人として再出発した。

## 10 奨学金制度と運営

公益財団法人埼玉学生誘掖会の奨学金制度は、基金の果実収入をもって運営され、寮卒業生のボランティアによって運営が行われている。

奨学生の採用は、本会に「奨学生選考委員会」を設置して、大学から推薦を受けた者の中から選考し、理事会において決定しているが、その選考委員には、埼玉県高等学校長協会会長を含む教育関係者、本会の寮卒業生の役員が務めている。

## 11 役員等

公益財団法人埼玉学生誘掖会の現在の役員は以下のとおりである。

会 頭 保泉欣嗣（社会福祉法人 財団若葉会 理事長）

このほか、副会頭、常務理事、理事、監事、評議員で構成され、運営を行っている。

## 12 奨学金応募窓口

本会の奨学金給与を希望する学生は、在学大学の推薦（出身高校長の推薦を含む）を受けるとともに、在学する大学の奨学金担当窓口を通じて応募することになる。